



決 定 書

異議申出人

阿智村智里 1817 番地 1 伏谷団地 16 号

亀割 竹男

阿智村智里 3643 番地イ

熊谷 章文

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和 2 年 12 月 10 日付けで提起された同年 11 月 8 日執行の阿智村議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）に係る異議の申出について、当委員会は次のとおり決定する。

主 文

この異議の申出を却下する。

異議の申出の要旨

申出人の異議の申出の要旨及び理由を要約すれば、次のとおりである。

本件選挙において、公職選挙法 90 条、104 条、地方自治法 92 条の 2、それら関連する各条項に抵触する議員 7 人が、公的団体の役員や自治会長などを事前に辞職を行わずしての選挙活動及び、当選者となって議会議員の職務に当たるのは公職選挙法、地方自治法の違反にあたる。

決定の理由

選挙に関する異議申出は、公職選挙法（以下公選法という。）第 265 条により行政不服審査法による不服申立をすることができない旨定められており、公選法で特に規定する不服申立、すなわち選挙人名簿の登録に関する異議の申出（同法第 24 条第 1 項）、選挙の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（同法第 202 条等）並びに当選の効力に関する異議の申出及び審査の申立て（同法 206 条等）に限り、これを行うことができる。

このうち当選の効力に関する異議の申出が許されるのは、公選法第 206 条第 1 項の規定により、法第 101 条の 3 の 2 項の規定による当選人決定の告示の日

から 14 日以内に限られる。ただし、その末尾が祝日、日曜日その他の休日に当たるときは、その翌日をもって満了日とする。

当該当選人決定の告示の日は令和 2 年 11 月 8 日である。この結果、申出人が異議の申出をすることができるのは同年 11 月 24 日までであるが、本件異議申出書が当委員会に提出されたのは令和 2 年 12 月 10 日であり、法定の期間を経過した後であった。

したがって、この異議の申出を不適法なものと判断し、却下せざるを得ない。

よって、当委員会は主文のとおり決定する。

令和 3 年 1 月 8 日

阿智村選挙管理委員会

委員長 井原 康人



この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公職選挙法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で長野県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。